

平成28年 第1回沼田町議会定例会（2日目） 会議録

平成28年 3月16日（水）

午後 2時59分 開 会

1. 出席議員

議 長	9番	渡 邊 敏 昭	議 員	1番	高 田 勲	議 員
	2番	津 川 均	議 員	3番	大 沼 恒 雄	議 員
	4番	小 峯 聡	議 員	5番	久 保 元 宏	議 員
	6番	長 原 誠	議 員	7番	鵜 野 範 之	議 員
	8番	杉 本 邦 雄	議 員	10番	橋 場 守	議 員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	金 平 嘉 則 君	監査委員	金 子 幸 保 君
教育委員長	青 木 健 治 君	農業委員会長	山 岡 禎 弘 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	栗 中 一 弘 君	総務財政課長	菅 原 秀 史 君
政策推進室長	吉 田 憲 司 君	農業商工課長	横 山 茂 君
住民生活課長	浅 野 信 行 君	建設課長	中 野 栄 治 君
保健福祉課長	黒 田 美 和 君	和風園園長	安 念 昌 典 君
旭寿園園長	谷 口 勲 君	会計管理者	後 藤 一 昭 君

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	生 沼 篤 司 君	次 長	篠 原 毅 君
-----	-----------	-----	---------

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長	三 浦 剛 君	書 記	林 亮 太 君
------	---------	-----	---------

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名 予算等審査特別委員会審査報告
議案第15号	平成27年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第16号	平成27年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第17号	平成27年度沼田町介護保険特別会計補正予算について
議案第18号	平成27年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について
議案第19号	平成27年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について
議案第20号	平成27年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について
議案第21号	平成27年度沼田町水道事業会計補正予算について
議案第22号	指定管理者の指定について（沼田町観光情報プラザ）
議案第23号	指定管理者の指定について（沼田町駅前多目的広場）
議案第24号	指定管理者の指定について（沼田町農産物共同利用予冷施設）
議案第25号	指定管理者の指定について（沼田町米穀低温貯留乾燥調製施設他）
議案第26号	沼田町過疎地域自立促進市町村計画について
議案第32号	沼田町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
同意第1号	公平委員会委員の選任について
同意第2号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
同意第3号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
請願第1号	介護報酬の再改定を求める意見書採択についての請願について
	(追加)
意見案第1号	介護報酬の再改定を求める意見書(案)について 閉会中の所管事務調査の申し出について 議員の派遣について

(開 会 宣 言)

○議長（渡邊敏昭議長）只今の出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これより2日目の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

---

(会議録署名議員の指名)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、大沼議員、4番、小峯議員を指名致します。

---

(予算等審査特別委員会審査報告)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第2、予算等審査特別委員会審査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。高田委員長。

(高田委員長登壇)

○委員長（高田勲委員長）それでは、私の方から予算等審査特別委員会の審査報告をさせていただきます。予算等審査特別委員会審査報告、本委員会に付託された次の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告致します。

〔以下、報告書を朗読〕

○議長（渡邊敏昭議長）委員長の報告が終わりました。お諮り致します。議題となっております条例制定・改正・廃止12件、予算案9件の議案につきましては、議員全員による予算等審査特別委員会で審査したものであります。従いまして、委員長報告に対する質疑・討論を省略し直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。それではこれより、一括して採決致します。お諮り致します。議案第27号から議案第31号までと、議案第33号から議案第48号までの21件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

(一 般 議 案)

○議長（渡邊敏昭議長） 日程第3、議案第15号。平成27年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。和風園園長。

○和風園園長（安念昌典園長） はい。議案第15号。平成27年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成27年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成28年3月9日提出、町長名でございます。別冊の特別会計補正予算第4号の1頁をお開きください。平成27年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算第4号。平成27年度沼田町の養護老人ホーム特別会計補正予算第4号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ209万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,591万5千円と定める。2項については省略させていただきます。平成28年3月9日提出、町長名でございます。

6頁の歳出の方をご覧いただきたいと思います。まず1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に関しましては、14節使用料及び賃借料の複写使用料の増額分を9節の旅費で調整したことと、25節積立金の養護老人ホームの基金の利子を4万3千円減額したものでございます。次に2款の事業費でございますが、13節委託料につきましては、12月に入ってから施設内における介護サービス利用者の退所や入院が重なったことによりまして、介護サービスの業務が減少したことに伴う減額となっております、204万7千円の減額となっております。3款の訪問介護事業費に関しましては、12節役務費のごみ処理手数料と電話料、14節使用料及び賃借料の複写機使用料がわずかに不足することが見込まれた為、9節の旅費で調整したいと考えております。

続いて歳入の方をご説明致します。5頁目をお開きいただきたいと思います。3款財産収入ですが、これにつきましては基金の利子4万3千円の減額となっております。8款訪問介護費収入につきましては、歳出でもご説明しましたが、介護サービスの業務の委託の減少に伴う訪問介護費の施設収入の減額で204万7千円となっております。以上で、説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採

決致します。お諮り致します。議案第15号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（渡邊敏昭議長）日程第4、議案第16号。平成27年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。旭寿園園長。

○旭寿園園長（谷口勲園長）はい。議案第16号。平成27年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成27年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成28年3月9日提出、町長名でございます。別冊の沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算書、1頁をお開きください。平成27年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算第4号。平成27年度沼田町の特別養護老人ホーム特別会計の補正予算第4号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ254万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,028万円と定める。2項省略致します。平成28年3月9日提出、町長名でございます。5頁をお開きいただきたいと思っております。

歳出から説明致します。下段の表をご覧ください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、11節需用費、253万8千円の減額。燃料単価の下落による差額の精査をしたものです。25節積立金、預金利子確定によります9千円の減でございます。

上段、歳入をご覧ください。2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金。1節利子及び配当金9千円。預金利子確定による減額でございます。5款繰入金、2項基金繰入金、1目1節253万8千円の減額。歳出で説明致しました、減額分を基金からの繰入を減額して収支の均衡を図ったものです。以上、申し上げまして説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採

決致します。お諮り致します。議案第16号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（渡邊敏昭議長）日程第5、議案第17号。平成27年度沼田町介護保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）はい。議案第17号。平成27年度沼田町介護保険特別会計補正予算について。平成27年度沼田町介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成28年3月9日提出、沼田町長名でございます。別冊の沼田町介護保険特別会計補正予算第3号、1頁をお開きください。平成27年度沼田町介護保険特別会計補正予算第3号。平成27年度沼田町の介護保険特別会計の補正予算第3号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,090万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,666万4千円と定める。2項省略致します。平成28年3月9日提出、町長名でございます。今回の補正の主なものにつきましては、歳出における介護給付費の年度内の支出を見込み、介護サービス等諸費の大幅な減額によるもので、歳入においては介護給付費の減額に伴い、国庫負担金、支払基金とそれぞれ減額するものです。

歳出から説明致します。8頁をお開きください。2款保険給付費、1項介護サービス諸費、1目介護給付費、3,878万円の減額になりますが、介護給付費につきましては、平成27年4月の報酬単価の減額改定により、特別養護老人ホームを中心とした介護老人福祉施設の給付額が1,400万円程、減額するものと見込んでおります。また今年度は、第6次介護保険事業計画の初年度であり、高齢者・介護認定者を推計、高齢者のニーズ、介護サービスの予測を勘案し計画したところですが、利用者人数が当初計画より少なく推移していることからこの事も給付費の減額の一因と考えられます。2目介護予防給付費、161万2千円の減額ですが、要介護・要支援1・2の方への介護予防サービスの提供になっておりますが、実績を見込み減額としたものです。2項1目高額介護サービス等費、102万6千円の減額ですが、基本1割負担が所得額に応じた月額限度額を超えた部分の支出となるもので、給付実績を見込み減額補正としたものです。4項1目特定入所者介護サービス費、193万2千円の増額ですが、給付費を見込み増額とするものです。次の頁、9頁をお開きください。中段4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目一次・

二次予防事業費、125万円の減額ですが、8節報償費で元気100倍教室などの各介護予防事業の教室の講師謝金の減によりまして、50万円を減額し、介護支援ボランティアの報償金として見込んでおりました、報償金につきまして人数の増加に至っておらず、15万円を減額するものです。13節の委託料はパワリハ事業送迎委託料の減額、二次予防検査委託料の減額としております。2項包括的支援事業等費、2目総務費、16万円の減額ですが、公用車のガソリン代の単価下落等によりまして6万円の減額と、修繕料10万円を減額とするものです。

次に歳入を説明致します。6頁をお開きください。歳入、2款国庫支出金、941万7千円の減額としております。介護給付費の支給見込額に基づきまして、それぞれ収入額を見込んだものです。3款支払基金交付金、1,236万5千円の減額につきましても、国庫支出金同様に歳出の介護給付費に基づき収入額を見込み、補正減としております。次の頁、7頁をお開きください。4款道支出金、1,083万1千円の減額ですが、こちらにつきましても歳出の介護給付費の支給見込に基づき減額としております。その下になります、6款1項1目一般会計繰入金、520万4千円を減額とするものですが、歳出の介護給付費、地域支援事業費の支給見込によって一般会計から繰り入れる額を減額とするものです。2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、308万円の減額は歳出の減額に伴いまして基金繰入金を減額し、収支の均衡を図ったものでございます。

以上、説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第17号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（渡邊敏昭議長）日程第6、議案第18号。平成27年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）はい。議案第18号。平成27年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。平成27年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成28年3月9日提出、町長名でございます。別冊の国民健康保険特別会計補正予算第3号、1頁をご覧ください。平成27年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算第3号。平成27年度沼田町の国民健康保険特別会計の補正予算第3号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億263万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,550万2千円と定める。2項省略致します。平成28年3月9日提出、町長名でございます。今回の補正につきましては、歳入歳出において共同交付金と拠出金を相殺することにより、大幅な予算減となっております。

歳出から説明致します。11頁をお開きください。1款総務費、23万1千円の減額ですが、1項1目一般管理費、2目連合会負担金、2項1目運営協議会費、それぞれ実績額を見込み、減額とするものでございます。12頁をお開きください。2款保険給付費は、今後の給付を見込み、75万2千円を減額するものですが、1項1目一般被保険者療養給付費、187万1千円の増は、昨年と比較し低く推移していましたが、12月診療分で支出が増えたことから、給付額の増加を見込み補正増とするものです。2目退職被保険者等療養給付費につきましては、昨年度と比較して月平均は若干増となっておりますが、突発的な伸びに対応しても、当初予算額より減額となると見込み、126万円を補正減とするものです。2項1目一般被保険者高額療養費、175万9千円の減額ですが、今後の給付費を見込み、減額とするものです。4項1目出産育児一時金、42万円の増額は、11件の実績を見込み、増額補正とするものです。13頁をお開きください。3款1項1目後期高齢者支援金につきましては、財源である国庫支出金が増額となり、療養給付費交付金が減額となるから財源補正するものでございます。その下、6款1項1目介護納付金につきましても、財源の国庫支出金の減額によりまして、一般財源を増とするものでございます。次の頁、14頁をお開きください。7款1項共同事業拠出金、1億894万6千円の減額としておりますが、市町村の国保が全道で実施しています共同事業の内、保険財政共同安定化事業につきましては、1件30万円を超す医療費が対象としておりましたが、国民健康保険法の改正によりまして本年度から全ての医療費が対象となりました。この事から拠出金にかかる資金繰りが困難になることも想定されたことから、1件80万円を超える高額医療費に係る共同事業と併せて歳出の拠出金を歳入の交付金を相殺することを選択し、処理をして参りました。このことで多額の不用額が生じる結果となり、補正減とするものでございます。8款保険事業費、1項1目特定健康診査等事業費、97万4千円の減ですが、人間ドックを



除き、特定健診業務がほぼ完了した為、在宅保健師の報償費・特定健康診査委託料を減額するものでございます。次の頁、15頁をお開きください。9款は省略致します。10款諸支出金、1項3目償還金、827万5千円の増ですが、平成26年度の療養給付費等負担金と国費のものと特定健診負担金、国道費の返還金が確定したことにより増額とするものです。

歳入について説明致します。7頁をお開きください。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、183万7千円の増額ですが、5月末までの収納率98.9%を見込み、増額補正としてございます。2目退職被保険者等国民健康保険税、127万9千円の減額ですが、被保険者の減少により、保険税額を減額するものです。8頁をお開きください。2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、663万5千円の減額ですが、医療費の実績見込みから算出した変更申請額により減額補正とするものです。2項国庫補助金、1目財政調整交付金、248万3千円の増額ですが、普通調整交付金につきましては、今年度の実績報告において調整対象収入額が、調整対象需要額である医療費を下回ることになり、交付される見込みでありますので、254万6千円を増額補正とするものでございます。3款1項1目療養給付費交付金、425万1千円の減額ですが、退職者被保険者の大幅な減少と高額医療費患者も少ないことから医療費が下がってきており、変更決定額を見込み、512万2千円の減額とするものでございます。9頁をお開きください。5款道支出金、1,352万3千円の増額です。2項道補助金、1目財政調整交付金、の特別調整交付金1,456万8千円の増額は、事業実績・成績評価による交付の為、不確定要素が多い事から当初予算を463万3千円としていますが、実績報告において、成績評価分として1,920万1千円が交付されると見込んでいることから補正増とするものでございます。6款共同事業交付金、1億1,036万円の減額です。歳出で説明申し上げましたが、共同事業拠出金とこの交付金の相殺処理により不用額が生じる為、補正減とするものでございます。次の頁、10頁をお開きください。8款1項1目一般会計繰入金、202万2千円の増額です。1節・2節の保険基盤安定繰入金は、地方財政措置として国・道から一般会計に交付され、国保会計に法定繰入されるものですが、実績報告によりそれぞれ補正するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○1番（高田勲議員）はい。議長。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。高田議員。

○1番（高田勲議員）1番、高田です。1億円あまりの補正で共同安定化事業拠出

金ですか。要は相殺方式を選んだという事だと思うんですけども、収入は収入、支出は支出であげるのと、相殺であげるのと。相殺方式を選んだ理由をお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。関連ではありませんか。はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）法律の改正に伴いまして、国民健康保険連合会の方でそのような町が資金繰りで困っているのではないかという事の調査によって、3月ぐらいに調査が来て、選択したことになっておりますが、支出されるものが入ってくる日にちのズレによって資金繰りが困難になるという事を想定して、選んだものと思われま。そういう事でございます。

○議長（渡邊敏昭議長）よろしいですか。

○1番（高田勲議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）他に質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第18号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（渡邊敏昭議長）日程第7、議案第19号。平成27年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）はい。議案第19号。平成27年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について。平成27年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成28年3月9日提出、沼田町長名でございます。別冊、沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号、1頁をお開きください。平成27年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号。平成27年度沼田町の後期高齢者医療特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ490万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,552万1千円と定める。2項省略致します。平成28年3月9日提出、沼田町長名でございます。今回の補

正につきましては、事業の確定・決算を見込み、補正するものです。

歳出から説明致します。6頁をお開きください。1款1項1目一般管理費、19節負担金補助及び交付金、57万円の減額ですが、温泉優待事業として長寿健康増進事業の助成を受け実施しているものですが、1月末までの実績によりまして、残額を減額するものとなっております。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節負担金補助及び交付金、466万9千円の減額ですが、全て歳入と連動しております、広域連合事務費負担金36万3千円の減は、前年度決算確定に伴い平成26年度市町村負担金で精算され減額するものです。保険料421万2千円の減額については、平成27年度の保険料は平成25年度及び26年度における実績対象者数を見込み、額軽減後見込額をもとに推計し、算出したものですが、平成26年度に比べ、27年度の所得が落ち込み、保険料が減額したことにより、減額となったものです。下段になりますが、3款1項1目後期高齢者健診事業費、33万円の増額ですが、後期高齢者インフルエンザ予防接種の助成の増額によるものです。

続いて歳入、5頁をお開きください。1款1項1目後期高齢者医療保険料、421万2千円の減額ですが、歳出で説明致しましたが広域連合から示された平成27年度賦課額を減額とするものでございます。2款1項1目事務費繰入金、60万3千円の減額につきましては、広域連合事務費繰入金36万3千円の減額は、前年度決算確定に伴う減額であり、町特別会計事務費繰入金24万円の減額は、歳出で説明致しましたが、温泉優待事業の57万円の減額とインフルエンザ予防接種に係る負担金の33万円の増額により、差額24万円を減額としてございます。2目保険基盤安定繰入金、9万4千円の減額ですが、保険料軽減分でありまして、一般会計繰入金の同額を減額としてございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第19号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（渡邊敏昭議長） 日程第8、議案第20号。平成27年度沼田町公共下水道特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（中野栄治課長） はい。議案第20号。平成27年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について。平成27年度沼田町公共下水道特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成28年3月9日提出、町長名でございます。別冊の平成27年度沼田町公共下水道特別会計補正予算第3号の1頁をご覧ください。平成27年度沼田町公共下水道特別会計補正予算第3号。平成27年度沼田町の公共下水道特別会計の補正予算第3号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ689万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,542万2千円と定める。2項省略させていただきます。平成28年3月9日提出、町長名でございます。本補正の主な内容でございますけども、五ヶ山マンホールポンプ修繕料の執行減及び個別排水処理施設設置工事の執行減、起債元金の利率減による調整を行ったものでございます。

6頁をご覧ください。1款下水道費、1項1目一般管理費、30万8千円の減額でございます。11節の需用費でございますけども、30万3千円の減、これが五ヶ山マンホールポンプ場の修繕料執行の減でございます。25節積立金、5千円の減でございます。基金の利率の減によるものでございます。2項個別排水処理施設整備事業費、2目でございますけども、658万9千円の減額でございます。15節工事請負費、個別排水処理施設の設置が済んだことによる執行減でございます。次に2款公債費、1項公債費、1目元金、2万5千円の増、2目の方が利子2万5千円の減でございます。これにつきましては、利率の決定によります利息の減とそれに伴います元金の増ということでございます。

5頁をご覧ください。歳入でございます。1款1項2目個別排水処理施設整備事業分担金、これは3基分の分担金の収入減でございます。3款1項1目利子及び配当金、5千円の減でございます。これは利率の決定による収入減でございます。4款1項1目一般会計繰入金、100万9千円の減でございます。2項基金繰入金、1目下水道事業基金繰入金、これにつきましても下水道事業の基金からの繰入の30万3千円の収入減でございます。7款1項1目町債でございます。510万円の減でございます。これにつきましては、個別排水処理施設3基分の借り入れの収入源となっております。

2頁をご覧ください。下段でございますが、地方債の補正変更でございます。地方債につきましては、補正前870万円、補正後360万円としてございます。

以上、説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第20号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（渡邊敏昭議長）日程第9、議案第21号。平成27年度沼田町水道事業会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（中野栄治課長）はい。議案第21号。平成27年度沼田町水道事業会計補正予算について。平成27年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成28年3月9日提出、町長名でございます。別冊の平成27年度沼田町水道事業会計補正予算第4号、1頁をご覧ください。平成27年度沼田町水道事業会計補正予算第4号。第1条、平成27年度沼田町の水道事業会計の補正予算第4号は、次に定めるところによる。2項は省略させていただきます。平成28年3月9日提出、町長名でございます。

6頁をご覧ください。収益的支出の部分、下段の方でございます。1款1項営業費用、3目受託工事費でございます。15節工事請負費、1、157万8千円の減額でございます。これにつきましては、道道恵比島旭町線の工事が未実施に終わった為に、水道の方の事業も減額するものでございます。

上段の収入でございます。1款1項2目受託工事収益でございます。810万2千円の減額でございます。同じく工事未実施による収入減でございます。

2頁の方をご覧ください。一番下の段でございますけども、収支差額347万6千円につきましては、繰越未処分利益剰余金へ追加をするという事で処理をさせていただきます。

以上、説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第21号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（渡邊敏昭議長）日程第10、議案第22号。指定管理者の指定について（沼田町観光情報プラザ）を議題と致します。提案理由の説明を求めます。農業商工課長。

○農業商工課長（横山茂課長）はい。議案第22号。指定管理者の指定について、沼田町観光情報プラザ。公の施設の指定管理者に下記の者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。1、施設の名称、沼田町観光情報プラザ。2、指定管理者となる団体の名称、沼田町商工会。3、指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間。平成28年3月9日提出、町長名でございます。

提案理由を申し上げます。本施設につきましては、平成28年3月31日をもって期間が満了することから本件の公社でございます沼田町商工会につきましては、本施設であります観光情報プラザ内に事務所があり、利用者の利便性・サービス面、更に候補者は指定管理として管理経験を有していることから、指定管理者として最も適切な団体として議会の議決を求めるものでございます。

以上のとおり説明を申し上げますので、ご審議の程、よろしくお願いを致します。

○議長（渡邊敏昭議長）提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第22号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（渡邊敏昭議長）日程第11、議案第23号。指定管理者の指定について（沼田町駅前多目的広場）を議題と致します。提案理由の説明を求めます。農業商工課長。

○農業商工課長（横山茂課長）はい。議案第23号。指定管理者の指定について、沼田町駅前多目的広場。公の施設の指定管理者に下記の者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。1、施設の名称、沼田町駅前多目的広場。2、指定管理者となる団体の名称、沼田町商工会。3、指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間。平成28年3月9日提出、町長名でございます。

提案理由を申し上げます。本施設につきましては、平成28年3月31日をもちまして期間が満了することから本件の公社につきましても、施設敷地内に受付部門がなく、利用者の利便を考慮すると観光情報プラザ内に事務所がある沼田町商工会が管理経験を有していることから、指定管理者として最も適切な団体として議会の議決を求めるものでございます。

以上のとおり説明を申し上げますので、ご審議の程、よろしくお願いを致します。

○議長（渡邊敏昭議長）提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第23号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（渡邊敏昭議長）日程第12、議案第24号。指定管理者の指定について（沼田町農産物共同利用予冷施設）を議題と致します。提案理由の説明を求めます。農業商工課長。

○農業商工課長（横山茂課長）はい。議案第24号。指定管理者の指定について、

沼田町農産物共同利用予冷施設。公の施設の指定管理者に下記の者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。1、施設の名称、沼田町農産物共同利用予冷施設。2、指定管理者となる団体の名称、北いぶき農業協同組合。3、指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間。平成28年3月9日提出、町長名でございます。

提案理由を申し上げます。本施設につきましては、平成28年3月31日をもって基本協定の期間が満了致します。その為、当施設の条例第6条に施設の管理は指定管理者を定めておくなどの条項並びに指定管理者の指定手続きに関する条例第5条では、公募に適さない施設としており、本件につきましては引きつづき北いぶき農業協同組合を管理者として指定することが適切であることから、議会の議決を求めるものでございます。

以上のとおり説明を申し上げますので、ご審議の程、よろしくお願いを致します。  
○議長（渡邊敏昭議長）提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第24号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（渡邊敏昭議長）日程第13、議案第25号。指定管理者の指定について（沼田町米穀低温貯留乾燥調製施設他）を議題と致します。提案理由の説明を求めます。農業商工課長。

○農業商工課長（横山茂課長）はい。議案第25号。指定管理者の指定について、沼田町米穀低温貯留乾燥調製施設他。公の施設の指定管理者に下記の者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。1、施設の名称、沼田町米穀低温貯留乾燥調製施設、沼田町高品質堆肥製造施設。2、指定管理者となる団体の名称、北いぶき農業協同組合。3、指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間。平成28年3月9日提出、町長名でございます。



提案理由でございますが、本件の2施設につきましては、いずれも平成28年3月31日をもって北いぶき農協の指定管理に関する基本協定の期間が満了する為、両施設の条例並びに指定管理の手続きに関する条例に基づき、引き続き北いぶき農業協同組合を管理者として指定することが適切であることから、議会の議決を求めるものでございます。

以上のとおり説明を申し上げますので、ご審議の程、よろしくお願いを致します。

○議長（渡邊敏昭議長）提案説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○3番（大沼恒雄議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、大沼議員。

○3番（大沼恒雄議員）ちょっと本当の質問なんですけど、施設の名称で上がファクトリーですよね。下は堆肥製造施設なんですけど、これ同じ場所にありましたか。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、農業商工課長。

○農業商工課長（横山茂課長）はい。施設の中に一緒でございます。ファクトリーの隣でございます、堆肥施設は。

○3番（大沼恒雄議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）よろしいですか。

○3番（大沼恒雄議員）いいです。

○議長（渡邊敏昭議長）他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第25号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（渡邊敏昭議長）日程第14、議案第26号。沼田町過疎地域自立促進市町村計画についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。政策推進室長。

○政策推進室長（吉田憲司室長）はい。議案第26号。沼田町過疎地域自立促進市町村計画について。過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定により、沼田町過疎地域自立促進市町村計画を別冊のとおり提出する。平成28年3月9日提出、沼田

町長名であります。

提案理由を申し上げます。本計画につきましては、現行の過疎地域自立促進特別措置法の有効期限につきまして、5年間延長し、平成33年3月31日までとすることが決定されたところでございます。本計画は、過疎地域の市町村が地域の創意工夫により、総合的かつ計画的な自立促進のための施策を積極的に推進する為、策定するものであり、去る2月24日付で北海道との協議が正式に整ったことから本計画の議決をいただきたく、別冊のとおり提案するものでございます。なお、本計画書の詳細につきましては、過日と本日ご説明をさせていただきましたので、説明は省略させていただきます。

以上、よろしくご審議の程、お願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第26号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（渡邊敏昭議長）日程第15、議案第32号。沼田町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）はい。議案第32号。沼田町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について。沼田町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を提出する。平成28年3月9日提出、町長名でございます。沼田町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例でございますが、改正文の読み上げを省略し、提案理由及び改正内容を申し上げます。平成26年6月に交付されました、地域における医療及び介護

の総合的な確保を推進する為の関係法律の整備等に関する法律の一部施行に伴いまして、介護保険法及び関係政省令の一部改正によりまして、平成28年4月1日から地域密着型通所介護の創設が施行されます。本条例の第4条の規定につきましては、沼田町における指定地域密着型サービス事業の人員等に関する基準について規程してありまして、国が定める指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準をもって町の基準としております。条例第4条第2項につきましては、この基準の記録の整備に関しまして、国が定める2年間保存を5年間保存と読み変える規程としております。この国が定める基準の改正に伴いまして、本条例を改正するものでございます。国の基準に追加されました、第36条、指定地域密着型通所介護事業者の記録整備、それと第40条の15、指定療養型通所介護事業者の記録整備の規程について条例第4条第2項にそれぞれ加え、施行日を法律の施行日に併せて平成28年4月1日からとするものであります。

以上、提案理由と致します。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第32号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（渡邊敏昭議長）日程第16、同意第1号。公平委員会委員の選任についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（金平嘉則町長）はい。同意第1号。公平委員会委員の選任につき議会の求めることについて現公平委員会委員であります大三島茂氏の任期が28年3月26日をもって任期満了になりますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定によって議会の同意を求めるものであります。記と致しまして、選任する方は住所、沼田町旭町2丁目5番77号。氏名、大三島茂氏。生年月日、昭和18年8月17日生まれ72歳。現在3期目の公平委員としてご活躍いただいておりますが、識見・人格ともまさに適していますので、再任として提案を申し上げます。平成28年3月

9日提出、沼田町長名でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。お諮り致します。本案は人事案件でありますので、質疑・討論を省略致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案の質疑・討論は省略することに決しました。本案について採決致します。お諮り致します。同意第1号は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。

---

○議長（渡邊敏昭議長）日程第17、同意第2号。固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（金平嘉則町長）はい。同意第2号。固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて現評価審査委員であります鶴野育雄氏の任期が平成28年3月24日をもって任期満了となりますので、地方税法第423条第3項の規定によって、議会の同意を求めるものであります。記と致しまして、推薦する方は住所、沼田町南1条4丁目7番5号。氏名、鶴野育雄氏。生年月日、昭和21年10月23日生まれ69歳。現在2期目の委員としてご活躍いただいておりますが、識見・人格ともまさに適していますので、再任として提案を申し上げます。平成28年3月9日提出、沼田町長名でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。お諮り致します。本案は人事案件でありますので、質疑・討論を省略致したいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案の質疑・討論は省略することに決しました。本案について採決致します。お諮り致します。同意第2号は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。

---

○議長（渡邊敏昭議長）日程第18、同意第3号。固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（金平嘉則町長）はい。同意第3号。固定資産評価審査委員会委員の選任に

つき議会の意見を求めることについて現評価審査委員であります、横山佳幸氏の任期が平成27年12月24日で任期満了になった為、地方税法第423条第3項の規定によって、議会の同意を求めるものであります。記と致しまして新たに推薦する方は住所、沼田町字北竜207番地42。氏名、生田忠幸氏。生年月日、昭和31年7月1日生まれ59歳でございます。生田氏につきましては、北空知農業共済組合総代、北いぶき農協北竜第3農事組合長、土地改良区北竜3地区総代、沼田町中山間地域等直接支払制度推進協議会会長等歴任され、識見・人格ともまさに適していますので、ご提案を申し上げます。平成28年3月9日提出、沼田町長名でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。お諮り致します。本案は人事案件であります。質疑・討論を省略致したいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案の質疑・討論は省略することに決しました。本案について採決致します。お諮り致します。同意第3号は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。

---

#### （請願の審議）

○議長（渡邊敏昭議長）日程第19、請願第1号。介護報酬の再改定を求める意見書採択についての請願についてを議題と致します。本請願については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。紹介議員より説明を求めるところですが、この際説明を省略致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、説明を省略することに決しました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論には入りません。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本請願については採決致します。お諮り致します。請願第1号は、採択すべきものと決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長） ご異議なしと認めます。よって、請願第1号は採択すべきものと決しました。暫時休憩致します。

16時06分 休憩

---

### （日程の追加）

16時07分 再開

○議長（渡邊敏昭議長） 再開致します。議事日程の追加についてお諮り致します。只今、意見案1件、その他2件が追加案件として提出がありました。この際これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長） ご異議なしと認めます。よって、日程第20、意見案第1号。介護報酬の再改定を求める意見書（案）について。日程第21、閉会中の所管事務調査の申し出について。日程第22、議員の派遣について、以上3件を日程の追加に決することに致しました。

### （意見案の審議）

○議長（渡邊敏昭議長） 日程第20、意見案第1号。介護報酬の再改定を求める意見書（案）についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明・質疑を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長） ご異議なしと認めます。よって、説明・質疑を省略することに決しました。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。お諮り致します。本案は原案のとおり決する関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

### （閉会中の所管事務調査の申し出について）

○議長（渡邊敏昭議長） 日程第21、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議

題と致します。お諮り致します。本件は各常任委員会の調査終了までの閉会中の所管事務調査の申し出であります。この際、説明を省略し許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本件は許可することに決しました。

---

#### (議員の派遣について)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第22、議員の派遣についてを議題と致します。お諮り致します。本件は記載のとおり、平成28年度における議員の派遣であります。この際、説明を省略しこれを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本件は許可することに決しました。

---

#### (閉 会 宣 言)

○議長（渡邊敏昭議長）以上で、本定例会に付議された案件は全て終了致しました。これにて平成28年第1回沼田町議会定例会を閉会致します。ご苦勞様でした。

16時09分 閉会